

条例原案の概要（条例策定の背景、目的など）

1 条例策定の背景、目的

地方分権の進展、人口減少、少子高齢化の加速、住民ニーズの多様化など、大きく変化する社会情勢をうけて、これからのまちづくりのあり方を定める必要があると考えています。

このことについては、何か新しい考え方や制度・しくみをつくるということよりも、むしろ、今ある考え方や制度・しくみの中で、大切なことや基本的なことを再度みんなで思い起こし再確認し、それをまちづくりの基本として明確化するということが大切だと考えています。

まちづくりの主体として、一人ひとりがお互いの絆や支え合いの大切さをもう一度考え、社会で生活するひとりの人間としての責任感をもちながらまちづくりに参加しようとする、市政においては、住民代表である市長、議員に信託することを基本とすること（間接民主制）、市には、住民の福祉の増進を図ることを基本とした市政を行う責任があることなどを「まちづくりの基本」とし、当たり前前（前）のことが当たり前前（前）にできる、そういったまちを目指すべく、まちづくりの理念や原則をもう一度確認し、その上でこれからのまちづくりを展開していくことが、米子がよりよいまちになっていくためには、必要であり欠かすことのできない基本であると考えています。

現在でも、まちづくり活動を頑張っている方々はたくさんいます。市も当然のことながら、よりよいまちにしていくための更なる努力をいたします。

この条例の策定を機に、よりよいまちに向けて活躍される市民の方が更に増えてほしいと願うとともに、このことが、米子のまちの発展に繋がっていくものと考えています。

2 原案作成までの経過

条例の素案作成

（米子市民自治基本条例検討委員会：平成 20 年 4 月から平成 22 年 4 月）

条例の原案作成（市当局：平成 22 年 5 月～平成 23 年 8 月）

素案を尊重して作成

法と現行の地方自治制度との整合性を図りながら作成

3 条例の概要（原案）

前文

目的 第 1 条

市民と市との協働（適切な役割分担・責任・連携協力） 第 2 条

市民の役割等（役割・責務） 第 3 条、第 4 条

将来のまちづくりの担い手としての子ども 第 5 条、第 6 条

まちづくりの基本原則（地域におけるまちづくりの原則・市政への参加の原則・情報の共有及び活用の原則） 第 7 条～第 9 条

身近な地域におけるまちづくり（まちづくりへの参加・まちづくりの担い手の育成・まちづくりへの支援 等） 第 10 条～第 14 条

市民のための市政運営（市民代表の役割・市職員の役割・市の役割）
第 15 条～第 30 条

国・県等との連携協力 第 31 条、第 32 条

4 その他

パブリックコメントのために公表している資料

米子市民自治基本条例 原案 現時点での条例のたたき台です。

米子市民自治基本条例解説書 条例原案の解説書です。

参考のために、以下の資料もご用意しています。

米子市民自治基本条例 素案（骨子付）

米子市民自治基本条例検討委員会から提出いただいたものです。

米子市民自治基本条例 参考資料

主な項目について、素案の検証・検討を通じて、原案が出来上がった具体的な過程を示した資料です。